

平成27年度
事業計画書

(公財) 佐世保市体育協会

平成 27 年度 事業計画書

公益財団法人佐世保市体育協会は、定款に基づき、佐世保市民のアマチュアスポーツの統一組織としてスポーツを振興し、市民の体位、体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、社会体育の発展に寄与することを目的として各種事業を推進するとともに、佐世保市及び長崎県の指定管理者として、安全で快適な施設の提供を行い、施設の有効活用を図り、誰でも安心してスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでまいりました。

また、当財団は平成 24 年 4 月から公益財団法人となり、スポーツを振興する団体として、佐世保市及び長崎県の指定管理者として、市民や当該施設の利用者及び関係団体との信頼を深め、子供たちの健全育成を図り、地域住民との連携を基本として事業を推進しております。

平成 27 年度は、23 年度からの佐世保市及び長崎県体育施設指定管理受諾期間の最終年度であるとともに、28 年度からの指定管理受諾を目指す新たな年であります。これまで取り組んできた事業内容を検証し、問題点や課題を挙げ、解消するとともに新たな視点を加え指定管理受諾を目指します。

1. 体育施設等管理運営業務

公益財団法人佐世保市体育協会（以下「体育協会」と言う）は、これまでの指定管理者としての実績を生かす一方、施設の一体的な運営・管理を行い効率化に努めます。また、体育協会に加盟する 33 競技団体と一体となった事業の展開を図ると共に、スポーツ基本法や佐世保市教育振興基本計画（第 2 期）及びながさきスポーツビジョン（2011～2015）に基づき教育委員会や他の関連団体（学校等）と緊密な協力・連携を図りながら、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に」利用できる、公共性を有した「夢と感動を与える」施設として管理・運営に邁進し、スポーツの普及・発展及び地域社会に貢献します。

（1）市及び県の指定管理者として法令等の遵守

- ① 関連する法令や条例及び施行規則等の主旨に基づき、施設の管理・運営を行います。
- ② 公益財団法人として、コンプライアンスを旨とし、公共性を確保し、事業を推進します。
- ③ 業務を通じた情報の守秘義務及び個人情報保護については法令や体育協会の定款・規程等に基づき対応します。

（具体的取組）

ア. 職員研修の実施：4 月

全職員を対象に平成 27 年度事業の取組み、体育協会規程等の説明を行い職員の意識高揚を図る。

（2）サービスの向上及び安全で快適な施設の提供と効率的な施設の運営

① 施設の開館

- ・開館日：年末年始（12/29～1/3）を除き、原則開館します。

(海洋スポーツ基地カヤックセンターは除く)

*施設の改修、職員の研修等で必要な場合は市や県の許可を得て臨時に閉館することもあります。

・開館時間：午前9：00～午後9：30までとします。ただし、必要に応じて開館時間を柔軟に対応します。

② 利用者や地域の目線に沿った施設管理

・利用者のモニタリング結果や、競技団体等の意見及び地域の方々の意見を検証しながら、施設の管理運営を行います。

・全国大会や九州大会、県大会等大規模大会等の開催が実施される場合は、事前に主催者との協議を徹底し、地域や利用者、観客等に支障が生じないようにします。

・利用者の苦情等トラブル対応については、利用者とのコミュニケーションに十分配慮し、謙虚な気持ちで聞き、言葉遣いは丁寧で分かりやすく誠意を持って対応します。

③ 平等性の確保

・条例や規則に基づき、日程調整会や予約管理システムにより公平・公正に施設を提供します。

④ 職員の資質及び施設管理の技術力向上

・職員の資質や管理・運営技術の向上を図るため、接遇研修や法令等に基づく訓練を実施します。また、日本体育施設協会の各種研修へ必要に応じ参加させ、職員の意欲の向上を図り、サービスの向上に努めます。

・職員の業務に必要な資格取得を積極的に推進し、消防・防災設備の法定点検や高圧機器の定期点検の内製化を図り、安全で快適な施設の提供に努めます。

・芝生管理についても、内製化を行います。また、陸上競技場と東部グラウンドサッカー・ラグビー場については冬芝対応により施設の安定的及び快適な使用を推進します。

⑤ 複数の管理施設の一体的な管理によるコスト削減を意識した施設の管理運営

・物品発注や、入札など複数の施設の業務発注を一括で行い、効率的な運用に努めます。また、人的及び機器の運用等について施設間の連携を図り、計画的な業務遂行を行います。

⑥ 新電力会社活用による電気料金の削減

・電気料金については、新電気事業者を活用し削減に努力します。

⑦ 外部委託の考え方

・指定管理者として認められる事項については外部委託とし、発注はできるだけ一括化・集約化を図ります。

*外部委託として考えられる業務

清掃業務、警備業務、機械機器・電気機器等メーカー対応での保守点検、エレベーター保守点検等

⑧ 事故の未然防止（予防管理と危機管理の徹底）

・施設や器具等の安全点検を励行することで現状把握を徹底し、危険箇所や器具の不備が判明したら、迅速に対応し、事故の防止に努めます。備品購入や施設の改善等規模の状況については市へ報告し、大型改修が必要な場合には市や県と協議しながら計画的な改修の提案を行います。

- ・火災や自然災害（台風や地震）については緊急時対応マニュアルに則り対応し、市避難指定場所としての支援体制を図ります。被害状況等については迅速に市や県に報告します。
- ・スポーツ活動中選手や観客に緊急に患者が発生したときは「緊急時対応マニュアル」を踏まえて対応します。
- ・不審者に対しては、緊急時対応マニュアルに則り対応し問題発生を未然に防ぐように努めます。不審物については、周辺に近づかないよう対策をとり、速やかに警察に通報します。
- ・利用者の苦情等において、他の施設利用者や施設職員に暴言等があった場合には、市や県及び警察等と協議し、迅速に対応します。

（具体的取組）

- ア. 変動労働時間制による必要に応じた開館等柔軟な対応
- イ. モニタリングの実施及び改善
- ウ. 人材の育成（研修の実施 1月、資格取得）
- エ. 緊急時対応マニュアルの設置（緊急連絡網の整備による危機管理体制の構築）
- オ. 施設管理・運用マニュアルの設置
 - ・開館前の施設の点検及び貸出前の貸出用具等の点検
 - ・定期巡回の励行
- カ. ヒヤリハット（事故報告）による情報の共有化及び再発防止
- キ. 電気主任技術者や防火対象物点検資格者（消防設備、防火設備）による高圧設備や定期点検及び防火点検
- ク. 資格取得者
 - 上級体育施設管理士（東部スポーツ広場、総合グラウンド、小佐々体育施設）、体育施設運営士、体育施設管理士（体育文化館）、電気主任技術者、電気工事士、消防設備士、プール施設管理士/衛生士、スポーツプログラマー、公認スポーツリーダー、海洋性レクリエーション指導員等

（3）地域社会への寄与

① 環境に配慮した施設管理

- ・カヤックセンターでは、海洋環境保全の一環として、海を守る植樹教育事業を推進します。
- ・クリーンフェスティバル in 小佐々では、施設周辺の海岸を清掃することにより海辺の環境保全に寄与します。

② 「こども110番」の登録によるこども達の保護

- ・「こども110番」の登録を行い、緊急時の避難場所としてこども達を一時的に保護したり、被害者等の代わりに警察に通報します。

③ 地域社会・教育活動等支援

- ・市内中学校及び高等学校からのインターンシップ受け入れを行います。

＊平成26年度の実績：大野・中里・日野中学校、清峰高校、特別支援学校

- ・市内学校勤務職員の社会貢献活動、社会体験研修を受け入れます。

(4) 利用料金の設定

- ①各施設の体育施設条例及び規則に基づく利用料金体系を適用します。

(5) 地域のニーズ及び体育協会に加盟する競技団体等と連携した施設の活用

- ①佐世保市、県、加盟競技団体及び総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域スポーツのニーズを把握しながら、スポーツ教室等事業を計画することにより、スポーツ人口の拡大に努めます。

(具体的取組)

- ア. 県民スポーツ月間での加盟競技団体と連携した研修・講習会・教室等の実施（武道館）

(6) 管理運営施設

①佐世保市体育施設

- ア. 佐世保市体育文化館（体育館、コミュニティセンター、駐車場）
- イ. 佐世保市総合グラウンド（陸上競技場、野球場、体育館、運動広場、庭球場、プール、アーチェリー競技場、ゲートボール場）
- ウ. 佐世保市温水プール
- エ. 佐世保市東部スポーツ広場（ラグビー・サッカー場、ソフトボール場、ゲートボール場、体育館）
- オ. 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場（多目的広場、庭球場、ゲートボール場）
- カ. 佐世保市小佐々地区体育施設
 - ・佐世保市小佐々海洋センター（体育館、プール）
 - ・佐世保市小佐々中央運動広場（グラウンド、テニスコート）
 - ・佐世保市小佐々海洋スポーツ基地
 - ・佐世保市小佐々スポーツセンター（体育館）
 - ・佐世保市大悲観グラウンド（グラウンド、テニスコート）

②長崎県体育施設

- ア. 長崎県立武道館（柔道場、剣道場、弓道場）
- イ. 長崎県立総合体育館県北トレーニング室
- ウ. 海洋スポーツ基地カヤックセンター

③学校運動場照明施設（委託事業）

- ア. 福石中学校
- イ. 早岐中学校
- ウ. 清水中学校
- エ. 春日小学校

④その他の施設（委託事業）

- ア. 新公園テニスコート

(7) 管理運営内容

- ①施設の利用許可申請受付・許可、利用の日程調整並びに利用料金の徴収業務
- ②機械設備等の操作・監視、日常点検業務
- ③施設全体の維持管理
 - ア. 建物内の日常清掃・定期清掃、衛生設備の清掃・点検
 - イ. 施設内の警備業務
 - ウ. 施設の小規模な改修・修繕
 - エ. 施設内の緑地及び樹木の剪定、防除等の管理業務
 - オ. 駐車場の管理運営業務
 - カ. 施設備品の維持・修繕等管理業務
- ④高圧受電施設の保安全管理業務
 - ア. 発電設備、照明設備等の点検業務
- ⑤機械設備等の保守点検業務
 - ア. 電気機器及び自動制御装置等の全般的点検業務
 - イ. 衛生設備及び消防設備の全般的保守点検業務
 - ウ. 各種の小規模な修繕
- ⑥各種報告書、統計等の作成等
- ⑦その他施設全体の管理運営に関すること

2. 体育協会組織の活性化

平成 28 年度に体育協会創立 70 周年を迎えるに当たり、体育協会に加盟する競技団体に構成する競技部会及び 3 つの専門委員会の活性化を図り、スポーツの振興・発展に努めます。また、施設担当者と加盟団体及び県体育協会との連携を強化し、地域住民や市民及び関係者が利用しやすい施設の管理・運営に努めます。

(具体的取組)

- ア. 加盟団体で組織する競技部会及び専門委員会（総務委員会、生涯スポーツ委員会、競技力向上・医科学委員会）の定期的及び必要に応じた開催

3. スポーツ振興の企画・運営

加盟競技団体や総合型地域スポーツクラブその他スポーツ関連団体と連携しながら各種事業を推進し、スポーツの普及と発展に努め、スポーツ人口の拡大と競技力の向上を図ります。

(1) 生涯スポーツの普及・振興

指定管理施設の空きスペースを活用し、加盟競技団体と連携して各競技団体からの指導者派遣により、子供から高齢者までの多くの市民を対象に各種スポーツ教室を実施します。また、1 日型のイベントとして選択プログラムを自由に選び、多くのスポーツを親子で体験できる「親子ふれあいスポーツ教室」を開催します。その他市民の体力を測定する「体力測定会」などを実施し、市民の生涯スポーツへの意識向上を図ります。

県民体育大会は、佐世保市が開催市となっているため、開催成功に向け、関係団体と連携を図りながら取り組みます。

(具体的取組)

- ア. 自主事業（スポーツ教室等）の推進
 - イ. 親子ふれあいスポーツ教室の実施
 - ウ. チャレンジスポーツ塾の実施
 - エ. 体力測定会の実施
 - オ. はじめての方のトレーニング教室の実施
 - カ. 指導者育成事業の推進
 - キ. 市民体育祭の委託事業実施
 - ク. 県民体育大会支援
- *別紙「事業計画一覧参照」

(2) 競技力向上事業の推進

競技指導者の育成及びジュニア層の育成を図るとともに、トップレベル団体の大会や合宿の誘致を支援し、啓発に努めます。

また、佐世保市からの支援及び賛助会費を活用し競技力向上事業や全国大会・九州大会開催等への助成を行い競技力向上の充実に努めます。

(具体的取組)

- ア. ジュニア層強化補助事業の実施
- イ. 指導者育成補助事業の実施
- ウ. 特定競技選手強化補助事業の実施
- エ. 大会誘致への支援

(3) スポーツ医科学の推進について

現代におけるスポーツは目覚ましい発展を遂げ、今や生活にならなくてはならない重要な文化として定着しております。

しかし、その一方では多発するスポーツ外傷や障害、過度な強化によるドロップアウトやバーンアウト発生など解決しなければならない問題も多くあることから、スポーツ医科学の成果を取り入れたスポーツの推進が重要です。

当協会では、県スポーツドクター協議会やアスレティックトレーナー県協議会、県体育協会などと連携し、スポーツ医科学の講演や研修会を実施し、スポーツ医科学に関する啓発活動や情報提供を推進します。

(具体的取組)

- ア. スポーツ医科学講演会や研修会の実施
- イ. 県スポーツドクター協議会やアスレティックトレーナー県協議会、県体協との連携

(4) 指導者育成事業

現在、スポーツ指導の現場では、指導する者は有資格者が望ましく、各種大会では監督等ベンチ入りをするには公認資格者が必須となってきております。

当協会では、地域でのスポーツ活動を活性化するため、佐世保市からの支援及び賛助会

員会費を活用し、多様なニーズに応えられる指導者を育成します。

(具体的取組)

- ア. 公認スポーツ指導者資格取得補助の実施
- イ. 公認審判員の資格取得補助の実施
- ウ. スポーツドクター資格取得補助の実施

(5) 国際交流事業

当協会では、市民が姉妹都市等の市民とスポーツを通して活発に交流を行い、本市の国際理解の促進や地域の活性化に寄与します。

具体的には佐世保市からの支援及び自主財源を活用し、佐世保市の姉妹都市である韓国・坡州市の体育会加盟団体の会員と当協会加盟競技団体の会員とがスポーツを通して交流を行います。

平成 27 年度は坡州市から本市へ受入れ交流を行います。競技は卓球を予定しております。

(具体的取組)

ア. 受入事業

- ①市長表敬訪問
- ②競技団体とのスポーツ交流・意見交換会
- ③佐世保市内の観光など

イ. 派遣事業

平成 28 年度に予定しており、平成 27 年度の姉妹都市との交流事業での内容・協議を踏まえ関係団体と協議し、派遣計画を作成します。

(6) 海洋スポーツ事業の推進

カヤックセンターを拠点として、カヌーやヨットを通じた海洋スポーツの振興を図ります。また、小学生を対象とした海洋クラブ教室を通じ、ヨットやカヌーに親しませることにより青少年の海洋スポーツへの意欲を促進させます。

(具体的取組)

- ア. 海洋スポーツ体験会
- イ. 海の生き物観察教室事業
- ウ. 海洋クラブの運営及び海を守る植樹教育事業
- エ. 海洋クラブ県及び九州大会派遣事業

(7) 体育協会表彰

①体育功労賞

佐世保市において長年スポーツに携わり普及・発展に功績のあったスポーツ指導者の表彰を行います。

②スポーツ優秀賞

スポーツにおいて優秀な成績をおさめた個人及び団体に対し表彰を行います。

③体育優良団体

地域で活動されスポーツ振興に功績のあった団体に対し表彰を行います。

(8) 広報活動事業

スポーツ情報の提供として佐世保市スポーツ情報サイト「PLAY！」を活用し、各施設のイベント情報及び新たなスポーツ情報を発信し、スポーツ教室等の広報活動を行いスポーツの普及推進を図ります。また、当協会のスポーツ情報誌、体協だより「ダッシュ！」を作成し、佐世保市民にスポーツ情報を提供します。

(具体的取組)

- ア. ホームページ「PLAY！」維持・管理・更新
- イ. 体協だより「ダッシュ！」の発刊(年1回、13,000部)
- ウ. スポーツ教室参加者募集及び告知のためのちらし作成
(小学校全校児童へのちらしの配布を年間3回実施)

(9) スポーツ少年団育成事業

スポーツ少年団の理念の浸透を図るとともに、団員加入促進と単位団の拡充に努めます。

(主催事業)

- ア. 佐々・佐世保地区スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催
- イ. スポーツ少年団指導者研修会の実施
- ウ. サマースポーツ交流会(海洋スポーツ体験)の開催
- エ. ボランティア活動(清掃活動等)の開催
- オ. スポーツ少年団表彰式及び交流会の開催

(派遣事業)

- ア. 県予選会・県交流大会4種目(軟式野球・ソフトボール・バレーボール・剣道)
- イ. 九州ブロック競技別交流大会4種目(空手道・サッカー・バレーボール・剣道)
※県予選会を勝ち進むことで出場できる大会は、九州ブロック(軟式野球・ソフトボール)、全国交流会(バレーボール・剣道)

(広報活動)

- ア. 加入促進リーフレット配布
- イ. オリジナルTシャツ・ポロシャツ販売

(10) 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド(B&G)財団事業

青い海と緑の大地を活動の場として、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通して、時代を担う青少年等の健全育成及び健康づくりを推進する事業です。小佐々海洋センター及びカヤックセンターを拠点として事業を推進します。

(具体的取組)

- ア. 県北地区剣道大会の開催(佐世保地区、平戸地区、松浦地区、佐々地区)
- イ. ミニバレーナイターリーグ大会の開催

- ウ. クリーンフェスティバル in 小佐々（佐世保市と共催）の開催
- エ. 水辺の安全教室

（1 1）自主財源の確保

体育協会独自の事業を推進するため、自主財源の確保策として賛助会員や広告募集の拡大に努めるとともに、物品の販売を促進します。

（具体的取組）

- ア. 賛助会員募集
- イ. 物品販売の促進
- ウ. 広告募集
 - a. プログラム広告（市民体育祭・体育協会表彰）の確保
 - b. ホームページバナー広告の充実確保等
- エ. 炭酸カルシウムの販売

（1 2）その他

- ①小柳賞佐世保シティロードレース大会実行委員会への参画・運営協力
- ②中学校体育大会への運営協力
- ③体育協会 70 周年記念事業（平成 28 年にむけて）の企画
 - ・ 記念誌の発行
 - ・ 記念講演会
有名なアスリート或いは著名なスポーツの指導者を招聘する。
 - ・ 祝賀会

以 上